

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10		府 省 庁 名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）		
要望項目名	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国家戦略特区における認可外保育施設の有資格者配置基準に関する特例が適用される施設 ・ 特例措置の内容 現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置に関して、国家戦略特区における認可外保育施設の有資格者配置基準に関する特例が適用される施設についても、その利用料に係る消費税を非課税措置の対象とする。 		
関係条文	消費税法施行令第14条の3第1号		
減収見込額	[初年度]	－	（ ー ）
	[改正増減収額]	－	（ ー ）
			（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置の趣旨は、認可保育所への入所を希望しながらやむを得ず認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たした認可外保育施設を利用する者について、その負担を軽減するとともに、認可外保育施設が指導監督基準を満たすことを促すことにより質の向上を図ることにあるが、その趣旨は、以下の国家戦略特区における特例が適用される施設にも妥当する。</p> <p>（2）施策の必要性 認可外保育施設については、これまで、認可保育所を利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない者が存在することや、一定の質を確保する必要があること等から、指導監督基準を満たす旨の証明書を都道府県等から交付された施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされてきたところ （平成17年度要望により非課税措置が創設され、その後、平成25年度要望、令和2年度要望において拡充）。</p> <p>指導監督基準においては、6人以上の児童を保育する認可外保育施設は、保育に従事する者の概ね3分の1以上は（日本の）保育士の資格を有する者であることを求めている。 この点については、平成27年の保育課長通知により、国家戦略特区における特例が定められており、国家戦略特区内に所在する認可外保育施設であって、当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものについては、外国の保育士資格を保有する者を十分な数だけ配置していること等の諸要件を満たす場合には、それをもって上記の「概ね3分の1以上」の基準を満たすものと取り扱って差し支えないこととする特例（以下「本特例」という。）を設けている。 しかし、本特例については、国家戦略特区制度に正式に位置づけられないままとなっており、指導監督基準の改正等も行われていなかったところであったが、今般「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において在り方を検討し、本特例を正式に国家戦略特区制度に位置づけ、指導監督基準等の改正を行うこととした。 本特例は、国家戦略特区内の施設について、一定の要件の下に指導監督基準を満たすとみなすものであり、（本特例によらず）指導監督基準を満たす施設と同様にその制度趣旨・目的を達成するため、本特例が適用される施設についても、消費税非課税措置の対象とする。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 1 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 施策目標 1-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること 施策目標 1-2 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること
	政策の達成目標	やむを得ず認可外保育施設を利用する方々の負担を軽減するとともに、認可外保育施設の質の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	一部の自治体から本特例の活用に向けた相談がある。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例が適用される施設に児童を通わせる保護者の経済的な負担軽減が図られるとともに、認可外保育施設の質の向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例は、国家戦略特区内の施設について、一定の要件の下に指導監督基準を満たすとみなすものであり、本特例が適用される施設についても、(本特例によらず) 指導監督基準を満たす施設と同様に、消費税非課税措置の対象に含めることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17 年度税制改正要望で、本非課税措置を創設。 平成 25 年度、令和 2 年度要望で拡充。